

山形市に妊娠届出をされた方へ
山形市に出生届出をされた方へ

出産・子育て応援給付金交付事業

妊娠届出や出産後の赤ちゃん訪問等を実施した方に対して、出産・子育て応援給付金を交付します。
また、山形市では、妊娠している方、子育て家庭のみなさんが、安心して出産・子育てができるよう、
妊娠中から子育てまで一貫して相談に応じております。

◇ 妊娠中【妊娠届出時に面談 ⇒ 出産応援給付金を交付】

- 妊娠届出時に面談を行った妊婦の方へ、出産応援給付金を交付します。
 - 1 出産応援給付金の対象となる方
令和5年1月18日以降、妊娠届出を行った妊婦の方で、申請日時点において山形市民の方
 - 2 給付金額
妊婦1人につき50,000円
 - 3 申請方法
妊娠届出時に面談を行った後に、出産応援給付金申請書を配付します。
必要事項を記入し、下記書類を裏面に添付の上、提出してください。
 - ① 申請者(妊婦)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)のコピー
 - ② 振込先口座確認書類(通帳、キャッシュカード)のコピー

※申請書を記入する際は、裏面の「記入例」をご確認ください。
 - 4 申請期限
妊娠届出を行った日(母子健康手帳交付日)から1か月後を目途に提出してください。

◇ 妊娠7～8か月頃【希望される方は保健師等へ相談(面談)できます】

妊娠7～8か月頃に『やまがた出産・子育てアプリ』でアンケートの回答をお願いします。
その後、希望される方は保健師等へ相談(面談)できます。ご相談は、電話・来所・訪問・オンラインのいずれかをご希望いただくことができます。オンライン相談は、特に里帰り中の方や日中の相談が難しい方等にも、ご利用いただいております。

※この面談は、出産・子育て応援給付金の支給対象とはなりません。

◇ 産後【赤ちゃん訪問 ⇒ 子育て応援給付金を交付】

- 出産後に赤ちゃん訪問による面談を実施した産婦の方またはお子さんを養育している方へ、子育て応援給付金を交付します。
※『赤ちゃん訪問』とは、保健師や助産師等がご家庭に訪問し、産婦の方の体調や育児に関する相談を行うものです。
 - 1 子育て応援給付金の対象となる方
令和5年1月18日以降お子さんが出生し、出生届出を行った産婦の方またはお子さんを養育している方で、申請日時点において山形市民の方
 - 2 給付金額
新生児1人につき50,000円
 - 3 申請方法
面談を行った後に、子育て応援給付金申請書を配付します。必要事項を記入し、下記書類を裏面に添付の上、提出してください。
※面談の日程調整は、生後1～2か月頃に連絡します。面談は、生後4か月頃までに行います。
 - ① 申請者(養育者)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)のコピー
 - ② 振込先口座確認書類(通帳、キャッシュカード)のコピー
 - 4 申請期限
面談を実施した日から1か月後を目途に提出してください。

【留意事項】

面談を行うことが必須となりますが、やむを得ない事情等があり、面談が困難な場合や転出の予定がある場合は、母子保健課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

山形市健康医療部(山形市保健所)母子保健課

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル3階

電話:023-647-2280

開庁時間:火～日曜日 8:30～17:15 閉庁日:月曜日、祝日(日曜日、月曜日が祝日の場合は火曜日も閉庁) ※閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページの「母子保健課開庁日カレンダー」をご確認ください。